

松阪市立小中学校学校体育館空調設備整備DB事業に係る入札説明書等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	質問事項への回答
1	入札説明書	2	2.4.3.			事業の範囲	「その他付随する業務」については、要求水準書に基づき本事業の目的達成に必要な範囲で、既設設備撤去・電源増強・建築補修等も含まれるものと理解する一方、当該内容のうち事前に明示されていない事項や合理的に予見困難なものについては、当該事象の内容に応じて別途協議の上、設計変更等の対象として整理されることが想定されとの理解でよろしいでしょうか。	「その他付随する業務」については、要求水準書等を踏まえ、本事業の目的達成のために合理的に必要と認められる事項を含むものと考えています。従って、事前に明示されていない事項においても要求水準書等より合理的に必要な範囲は原則として業務範囲に含まれることから、一律で設計変更等の対象となるものではないと考えます。合理的に予見困難なものについては入札説明書別紙4に示すリスク分担表(案)や事業契約書(案)等に基づき、必要に応じて協議の上、対応を整理します。
2	入札説明書	6	3.2.4.		エ	その他	「入札参加者が、落札者決定までに市が設置した松阪市立小中学校学校体育館空調設備事業事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。」とあります。趣旨は理解いたしますが、委員が公表されておらず誰が委員であるかわからない状況では提案者側は良質な提案に向けた情報収集等の行動が大きく制限されます。公正性の観点からも、委員会設置時には委員名を公表していただけますでしょうか。	審査にあたる委員名等が公表されることにより、今後の事業者の決定にあたっての公正かつ適正、または円滑な議事運営に支障が生ずると判断されるため非公開としております。なお、審査講評時には委員を公表予定です。
3	入札説明書	7	3.3.4.			予定価格	応札価格は総額で予定価格を下回ればよろしいでしょうか。もしくは設計業務、施工業務、工事監理業務のそれぞれで予定価格を下回る必要があるでしょうか。	設計業務、施工業務、工事監理業務のそれぞれで予定価格を下回る必要があります。
4	入札説明書	9	4.1.1.		エ	入札参加者の構成等	設計・施工・監理業務の一部再委託については、当該業務の品質確保に支障のない範囲で実施可能であり、主要な中核業務を除き、再委託先の体制・実績等を踏まえた上で事前に市へ通知し承諾を得ることで個別に判断のうえ柔軟に認められる場合があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書の通り、業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができますが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとしてください。
5	入札説明書	10	4.1.3.	ア	(イ)	「設計業務」を行う者の要件	構成企業が自社の社員で設備設計一級建築士や建築設備士を配置できない場合、構成企業の再委託先(協力企業)から配置することによろしいでしょうか。	構成企業が当該業務の責任を負うことを前提として、再委託先から配置することを可とします。
6	入札説明書	10	4.1.3.	ウ	(イ)	「工事監理業務」を行う者の要件	構成企業が自社の社員で設備設計一級建築士や建築設備士を配置できない場合、構成企業の再委託先(協力企業)から配置することによろしいでしょうか。	構成企業が当該業務の責任を負うことを前提として、再委託先から配置することを可とします。
7	入札説明書	12	5.5.3.			審査講評の公表	審査講評については、審査の経緯及び結果が公表されると理解しておりますが、入札参加者の提案の改善や今後の事業参画に資する観点から、評価の考え方や主な加点・減点理由等についても、可能な範囲で具体的に示されとの理解でよろしいでしょうか。	審査講評の内容は、松阪市立小中学校学校体育館空調設備整備事業事業者選定委員会にて検討しますが、評価した点については示し、減点理由等については示さない予定です。
8	入札説明書	18	10.2.1.			地方債等	地方債手続きに関しては、事業者は申請に必要な資料の作成及び支援を行うものと理解しておりますが、その範囲は通常の事業関連資料の提供・作成支援に限定され、制度的判断や最終的な申請責任については市が主体となって担う整理として取り扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	入札説明書別紙3	3		1	イ	貸与書類	「断面図・矩計図」において不足する学校や文字等が不鮮明な学校があります。追加資料(建物高さ、窓高さ寸法等)としてご提供いただけますでしょうか。該当校を以下に示します。 【断面図・矩計図のない学校】 09港小、15南小、19豊地小、22中原小、28香肌小、29宮前小、35大江中 【文字等が不鮮明な学校】 07松江小、21豊田小、27粥見小、34中部中	部分的に提供可能な資料はありますので、様式1-2(修正版)を使用し、申請手続きを行ってください。
10	入札説明書別紙3	3		1		貸与書類	貸与資料については、現状との整合性が保証されないものと認識しております。一方で、貸与資料と現地調査結果との間に差異が生じた場合には、当該差異は事業者にとって合理的に予見困難なものとして取り扱われ、設計変更や追加費用の対象となり得るものと理解しております。その場合、当該差異については事業者の責によらないものとして、市との協議により合理的な範囲で精算されとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙3に記載のとおり、市が提供する参考書類について、書類の内容と現状の整合性は市が保証するものではありません。従って、貸与書類と現地見学会等による現地調査結果との間に差異が生じた場合は、原則として現地調査結果を優先することとし、当該差異が直ちに事業者にとって合理的に予見困難なものに該当するとは想定しておりません。
11	入札説明書別紙4	4				リスク分担表(案) 法令変更リスク	法令変更リスク(No.2, No.3)において、「本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など」に伴うリスクについては「基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする」との注釈が付されています。一方で、「広く一般的に適用される法令の変更や新規立法」に伴うリスクについては事業者側のみの負担とあります。起こりうるリスクが多岐・広範囲となる可能性があるなか、こちらについても市側に一定の努力(リスク負担に係る協議等)を義務づける旨の注釈を付していただけませんか。	法令変更にかかる対応は、事業契約書(案)第12章にも記載しています。入札説明書別紙4の記載は現行の通りとします。
12	入札説明書別紙4	4				リスク分担表(案) 経済リスク 物価変動リスクNO.18	物価変動リスク(No.18)において、「施工期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減」については、市・事業者双方がリスク負担者として整理されております。また、※4において「物価変動等により一定程度の下降または上昇があった場合、費用の調整を行う」と記載されております。一方で、物価変動に伴う費用調整の具体的な方法(対象範囲、適用基準、使用指数、負担割合、協議方法等)については、事業契約書(案)等に明示されておられません。つきましては、物価変動に伴う契約金額変更の考え方について、具体的な調整方法をご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)別紙5に記載のとおり、各業務の対価が増減した場合は市と構成企業が協議することとしており、具体的な調整方法は協議により決定することを想定しています。

13	要求水準書	5	1.2.4.		対象校施設	指定対象校が令和9年8月末までに空調設備が稼働できる状態にありますが、冷房運転はできるが、一部未完工事（フェンス、塗装、計装工事）、検査が終了していかなくてもよろしいでしょうか。	空調が稼働できる状態であれば問題ありません。
14	要求水準書	5	1.2.4.		対象校施設	指定対象校で令和9年8月末までに空調設備が稼働した場合、機器類保証については稼働日からよろしいでしょうか。	問題ありません。
15	要求水準書	5	1.2.4.		対象校施設	指定対象校の令和9年8月末までの稼働義務については、工程管理上最大限努力する前提としつつ、機器納期遅延、天候不順、関係機関調整等の合理的に回避困難な事由が発生した場合には、不可抗力等に準じた取扱いとして、ペナルティの対象外又は工期の柔軟な見直しについて協議する理解でよろしいでしょうか。	不可抗力等のリスクに関しては、入札説明書別紙4に示すリスク分担表（案）や事業契約書（案）に基づき、必要に応じて協議の上、対応を整理します。
16	要求水準書	5	1.2.4.		対象校施設	対象校の面積、構造、電源容量等の情報については参考資料として提示されているものと理解しておりますが、当該資料と現地調査結果との間に差異が生じた場合には、事業者の責によらないものとして、市との協議により設計変更および追加費用の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	No.10参照
17	要求水準書	6	1.3.1.	イ	責任者の配置	設計責任者を、設計業務を担当する構成企業の再委託先（協力企業）から配置してよろしいでしょうか。	構成企業が当該業務の責任を負うことを前提として、要求水準書等に基づく責任者としての要件を満たす場合、再委託先から配置することを可とします。
18	要求水準書	6	1.3.1.	エ	責任者の配置	工事監理責任者を、工事監理業務を担当する構成企業の再委託先（協力企業）から配置してよろしいでしょうか。	構成企業が当該業務の責任を負うことを前提として、要求水準書等に基づく責任者としての要件を満たす場合、再委託先から配置することを可とします。
19	要求水準書	7	1.7.		事業期間終了時の措置	引渡後2年間の問い合わせ対応については無償での対応範囲と理解しておりますが、その後の「相談」については義務的対応ではなく、内容・頻度に応じた任意対応（必要に応じ有償対応を含む）として、瑕疵担保責任および保守対応とは区別して運用されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	要求水準書	8	2.2.1.		照査技術者	照査技術者を、設計業務を担当する構成企業の再委託先（協力企業）から配置してよろしいでしょうか。	構成企業が当該業務の責任を負うことを前提として、要求水準書等に基づく照査技術者としての要件を満たす場合、再委託先から配置することを可とします。
21	要求水準書	8	2.2.2.		設計責任者	設計責任者を、設計業務を担当する構成企業の再委託先（協力企業）から配置してよろしいでしょうか。	No.17参照
22	要求水準書	8	2.2.3.		設計担当者	設計担当者を、設計業務を担当する構成企業の再委託先（協力企業）から配置してよろしいでしょうか。	構成企業が当該業務の責任を負うことを前提として、要求水準書等に基づく設計担当者としての要件を満たす場合、再委託先から配置することを可とします。
23	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	空調設備の施工業務 一般的要件	アスベストの調査および処分については、調査費用および通常想定される処分費用は事業者負担とされております。一方で、既存資料からは合理的に予見できない箇所数やアスベスト含有量が判明するなど、処分費用が著しく増加した場合に、配管経路の変更に伴う合理的な増加費用と同様に、事業者の責によらない費用として、市との協議の上、合理的に精算されるとの理解でよろしいでしょうか。	既存資料から合理的に予見できない事情により処分費用が著しく増加した場合の取扱いについては、協議の上、対応を検討します。
24	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	空調設備の施工業務 一般的要件	すでに把握されているアスベスト調査結果がありましたらご提示頂けませんでしょうか。	過去調査を行っているものに限りに、提供可能ですので、様式1-2（修正版）を使用し、申請手続きを行ってください。
25	要求水準書	12	3.3.1.	(1)	空調設備の施工業務 一般的要件	他工事がある場合、工事内容を踏まえ事前に市と調整とありますが、想定される体育館内部外部屋根及び体育館廻り外構工事はありますでしょうか。	令和9年に殿町中学校の工事が予定されております。
26	要求水準書	13	3.3.1.	(4)	空調設備の施工業務 現場作業日・作業時間	現場作業日及び作業時間は次項以降によると記載がありますが、現場作業時間のみの記載となっております。現場作業日についてご教示いただけますでしょうか。	現場作業日は原則、平日となります。
27	要求水準書	13	3.3.1.	(4)	空調設備の施工業務 現場作業日・作業時間	夜間・休日施工については、学校運営および周辺環境への影響回避を前提として、事前に市および対象校の承認を得ることで実施可能と理解しておりますが、施工効率の確保や工期遵守のために必要な場合には、その実施回数や実施期間についても協議により柔軟に対応いただけるの理解でよろしいでしょうか。	協議の上、対応します。
28	要求水準書	17	4.2.1.	ア	工事監理責任者	工事監理責任者を、工事監理業務を担当する構成企業の再委託先（協力企業）から配置してよろしいでしょうか。	No.18参照
29	要求水準書	19	5.1.		共通事項	「室内の二酸化炭素、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物濃度については、学校環境衛生基準に照らし、適切な環境の維持に努める」と記載がありますが、既設建物（換気設備は事業対象外）については該当なしとしてよろしいでしょうか。	既存設備（事業対象外）については対象外としますが、本事業に起因して基準を満足しない場合はこの限りではありません。
30	要求水準書	19	5.2.1		空調機器設備 一般事項	停電時に使用できる「GHPハイパワープラス」は、JIS B 8627に規定された商品ではないため、グリーン購入法に適合する機器ではないですが、よろしいでしょうか。	環境負荷低減や持続可能性等、グリーン購入法の目的実現に十分に配慮していることを前提に、グリーン購入法に適合する機器ではない提案も可とします。
31	要求水準書	20	5.2.1		空調機器設備 一般事項	PCB処分費は市の負担とすると記載がありますが、一方で事業契約書（案）の第28条（廃棄物の処理等）では施工企業が自らの責任において処分しなければならないと記載があります。PCB処分費は市の負担でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	要求水準書	20	5.2.2	(1)	空調設備及び非常用設備の形式	「災害時に空調設備が72時間以上運転可能とする」とありますが、バルクタンク容量の考え方（残液量や1日の運転時間等）は提案書でご提示すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	要求水準書	20	5.2.2	(1)	空調設備及び非常用設備の形式	体育館（建物）にトイレが併設されていない場合は、72時間以上の非常用照明として、トイレ照明は不要と考えてよろしいでしょうか。ただし、第一小は、現地見学会でご案内頂いた1階トイレを非常用照明の対象とすればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	要求水準書	20	5.2.2	(1)	空調設備及び非常用設備の形式	その他照明には倉庫・控室・放送室、卓球場は含まないとしてよろしいでしょうか。	提案に委ねます。

35	要求水準書	20	5.2.2	(1)		空調設備及び非常用設備の形式	各校のアリーナに設置されているアリーナ照明の仕様書を貸与いただけないでしょうか。	部分的に提供可能な資料はありますので、様式1-2(修正版)を使用し、申請手続きを行ってください。
36	要求水準書	20	5.2.2	(1)		空調設備及び非常用設備の形式	現時点でアリーナの照明が水銀灯の殿町中学校と飯南中学校は、LED化の計画はありますでしょうか。ある場合は、LEDに変更してあることを前提に本事業の計画をしてもよろしいでしょうか。	令和9年夏頃にLED化完了予定であることを踏まえて提案ください。
37	要求水準書	20	5.2.2	(2)	ウ	熱負荷計算の条件(構造体負荷)	空調範囲は、「体育館アリーナ部分とステージまでの空間」とありますが、南小学校のようにステージと控室間の仕切り(壁等)がない場合もステージ部分のみを対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	要求水準書	20	5.2.2	(2)	ウ	熱負荷計算の条件(構造体負荷)	「床及び屋根の負荷は全体を見込むこと」とありますが、アリーナ及びステージ面積に対する「床及び屋根」と考えてよろしいでしょうか。また、外壁及び窓に関してはアリーナ及びステージの2階部分も含むと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りです。
39	要求水準書	21	5.2.2	(2)	ウ	熱負荷計算の条件(外気負荷)	「※1」以降の記載に「換気設備を運転することを前提に計算する」とありますが、「換気回数による換気負荷は見込まないこととする」の記載を正とし、すき間風負荷のみを対象と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りです。
40	要求水準書	22	5.2.3		キ	室外機	室外機設置に伴う騒音計算について、隣地が市所有施設の場合には同一敷地として計算してもよろしいでしょうか。不可の場合、各校の正式な敷地境界をご提示いただけないでしょうか。	騒音計算について、隣地が市所有施設の場合に同一敷地として計算することは不可とします。そのため、入札説明書別紙3に示す参考書類「ア 令和6年度 施設台帳(配置図・平面図)」に各学校のおおよその敷地境界を示した資料を提供しますので、様式1-2(修正版)を使用し、申請手続きを行ってください。
41	要求水準書	22	5.2.3		コ	室外機	機器メーカーとして室外機の保護カバーがない場合は、周囲にフェンスを設ければ、室外機を保護するカバーは不要とよろしいでしょうか。	要求水準書の通りです。
42	要求水準書	22	5.2.3		コ	室外機	児童や生徒の出入りが少ないと認められた場所に室外機を設置する場合はフェンス及び保護カバーの設置は不要とよろしいでしょうか。	要求水準書の通りです。
43	要求水準書	23	5.2.4		ア	室内機	室内機は原則、天井吊形とすることと記載がありますが、天井吊形が設置が困難な場合の室内機形状に条件はなく、事業者決定後の設計段階で協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	要求水準書	23	5.3.2		ア	ドレン管	原則としてルーフドレン、雨水橋、雨水側溝、植栽などに放流することと記載がありますが、雨水堅樋への接続(間接排水)も可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りです。
45	要求水準書	24	5.4.2		ウ	個別リモコン	「室内機2台に対し個別リモコン1個を設置」とありますが、設置数が多くなると想定されます。最低4個以上設置し、各校の個数については事業者提案としていただけませんか。	リモコン設置数は提案に委ねますので、運用面の効率性等を踏まえて、最適なリモコン個数となるように提案ください。
46	要求水準書	24	5.4.2		ウ	個別リモコン	集中リモコンは不要と考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
47	要求水準書	24	5.4.3		ア	その他	改修を実施する場合、既存キュービクルの外装部分の塗装を行うとありますが、キュービクル本体を改修しない場合は塗装はなしと考えてよろしいでしょうか。また、塗装が必要な場合は、メーカー標準塗装仕様とでもよろしいでしょうか。	要求水準書の通りです。塗装の仕様は提案に委ねます。
48	要求水準書	24	5.5		ア	エネルギー供給設備	都市ガスを検査する場合、都市ガス本管の供給能力や敷地内都市ガス配管からの分岐可否を、東邦ガスに確認する必要があります。お客さま情報管理の視点で、東邦ガスはお客さま(市)の許可がないと敷地内ガス配管の情報開示および供給可否の検討は行えないとのことですので、許可をいただけないでしょうか。	許可しますので、提案に必要となる情報開示等は適時、都市ガス供給事業者にご確認ください。
49	要求水準書	25	5.6.1		キ	バルクタンク	液化石油ガスをバルクタンクに満タンで引渡しする場合、運用開始後のガス供給会社を事前に決めておく必要があると考えますが、事業者側で選定してよろしいでしょうか。市側で選定する場合は、学校毎のガス供給会社を開示いただけますでしょうか。また、設置の届出等の際に供給会社の記載が必要であったり、料金徴収に課題があるため、バルクタンク内のガスについてはガス供給会社の資産とし、事業費に含めないことにしていただけませんか。	要求水準書を基本としますが、提案内容がGHPとなる場合、ガスの供給事業者は市側で選定することを予定しています。供給事業者の選定は、本事業の事業者が選定された後、入札等で決めていく予定です。
50	要求水準書	25	5.6.2		イ	配管配線等	金属管の内外ともに溶融亜鉛メッキを施していれば、屋外でも金属管への塗装は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りです。
51	要求水準書	25	5.6.2		オ	配管配線等	屋外盤についてメラミン焼付塗装とありますが、粉体塗装としてもよろしいでしょうか。また指定色とありますが、指定色をマンセル値でご指示いただけないでしょうか。	要求水準書の通りです。また、指定色について、周囲の状況と意匠性を損なわない色合いを選定することとさせていただきます。
52	落札者決定基準	4	3.3.2	(1)		評価の基準	評価項目No.3「事業実施において、市内の企業活用や育成、資材調達など地域経済へ貢献することに配慮されているか。」について、事業実施における地域経済への実質的な貢献を適切に評価する観点から、再委託先(協力企業)の活用状況や主要資材の市内調達状況等についても、加点評価または補足的に考慮されることが想定される整理でよろしいでしょうか。	審査のポイントは、「事業実施において、市内の企業活用や育成、資材調達など地域経済へ貢献することに配慮されているか」となります。具体的な記載内容は提案に委ねます。
53	落札者決定基準	4	3.3.2	(1)		評価の基準	評価項目No.3の審査ポイント「当該評価点=14点×(構成企業への市内企業の参加割合)」は、「構成企業への市内企業の参加割合」を評価する内容となっておりますが、様式集7-4では「事業費全体に占める市内企業の契約予定額及び割合(金額面の参加割合)」と「構成企業全体に占める市内企業の参加件数及びその割合(企業数の参加割合)」の2種類の表の記載が求められています。この配点14点については、この2種類の表のそれぞれの割合の平均で算定されるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準に記載の通り、配点14点は、「構成企業への市内企業の参加割合」に対応するものになります。
54	落札者決定基準	5	3.3.2	(1)		評価の基準	評価項目No.5の表右の様式欄について、様式12-1と記載がありますが、様式12-1は表紙のため誤記でしょうか。	様式8-4、様式11-2～11-6、様式12-2～12-7が正になります。
55	落札者決定基準	6	3.3.2	(1)		評価の基準	評価項目No.6の表右の様式欄について、様式12-1と記載がありますが、様式12-1は表紙のため誤記でしょうか。	様式8-5、様式11-2～11-6、様式12-2～12-7が正になります。

56	落札者決定基準	6	3.3.2.	(1)	評価の基準	評価項目No.7の表右の様式欄について、様式121と記載がありますが、誤記でしょうか。	様式8-6、様式11-2～11-6、様式12-2～12-7が正になります。
57	落札者決定基準	6	3.3.2.	(1)	評価の基準	評価項目No.8の表右の様式欄について、様式12-1と記載がありますが、様式12-1は表紙のため誤記でしょうか。	様式8-7、様式11-2～11-6、様式12-2～12-7が正になります。
58	様式集 (Word)	4		2	作成上の共通留意事項	「各分冊の表紙の次頁に、目次 (様式任意) を添付すること。」とありますが、目次にページ番号は不要であり、綴じてある書類にかかる様式番号、書類名を一覧化するものでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	様式集 (Word)	4		2	作成上の共通留意事項	提出に際しての提出書類を綴じるファイルのラベル (表紙・青表紙) の印字内容の定めがあればご教示ください。	特にごいません。
60	様式集 (Word)	4		2	作成上の共通留意事項	提出書類のファイリングにあたってのファイルの種類 (リング式ファイル等) に定めはあるでしょうか。	特にごいません。
61	様式集 (Word)	4		2	作成上の共通留意事項	事業提案書等には、再委託先 (協力企業) や資機材の購入先として予定している事業者等の実名を記載しても問題ないでしょうか。	構成企業 (代表企業を含む) の企業名称など応募者が特定できるような内容は記載しないで下さい。ただし、構成企業 (代表企業を含む) 以外の、再委託先や資機材の購入先として予定している事業者等の実名に関しては記載があっても問題ありません。
62	様式集 (Word)	4			【記入要領】様式の余白	事業提案書等の様式の余白 (上下左右) に関する制限はありますか。制限がある場合には、その内容をご教示ください。	特にごいません。
63	様式集 (Word)	5		2	[提出書類の綴じる区分]	「■入札書類及び提案書提出時」に提出する書類のうち、4(3)事業提案書等の該当様式欄に「様式7-1～様式7-4及び添付資料」と記載がありますが、様式集P.2「提出様式一覧表」には、添付資料に関する記載がありません。添付資料につきましては、関心表明書等の提案内容の根拠資料を、各提案様式の後ろに添付することよろしいでしょうか。	添付書類については、事業者の提案に委ねますが、例えばカタログ・下請企業等の関心表明など提案内容の根拠となる書類を想定しております。
64	様式集 (Word)	5		2	[提出書類の綴じる区分]	「■入札書類及び提案書提出時」に提出する書類について、「綴じる区分」の表は4(1)・4(2)・4(3) [要求水準チェックリスト、ア～オ]、4(3) [カ]に分かれていることから、これら4つの区分で提出することよろしいでしょうか。その際、①4(1)入札時等の確認書類は、様式4-1～4-4で計5枚程度であるため、クリアファイルに収納し、事業提案書等と同時に提出することよろしいでしょうか。②4(2)入札価格に関する提出書類は、様式集P.32 (参考 入札書用封筒見本) のとおりに記載した封筒に入れ密封し、貴市指定の日時・場所に当該封筒を持参することよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	様式集 (Word)	5		2	[提出書類の綴じる区分]	「■入札書類及び提案書提出時」に提出する書類について、P.4に「各分冊の表紙の次頁に、目次 (様式任意) を添付すること。」とありますが、「各分冊」とは、「綴じる区分」の表のうち、4(3) 事業提案書等[要求水準チェックリスト、ア～オ]、4(3) 事業提案書等[カ]についてを指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	様式集 (Word)	5		2	[提出書類の綴じる区分]	「■入札書類及び提案書提出時」に提出する書類について、P.4に「各分冊の表紙の次頁に、目次 (様式任意) を添付すること。」とありますが、ここでの「表紙」とは、様式番号が付された「●●に関する提案書」との表紙を指しているのではなく、別途作成する表紙 (様式任意) との理解でよろしいでしょうか。上記の場合、例えば、「綴じる区分」より、4(3) 事業提案書等[要求水準チェックリスト、ア～オ]をファイルに綴じて提出する際は、「4(3) 事業提案書等」と明記した表紙 (様式任意) を別途作成し、次のページに目次 (任意) を添付することよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
67	様式集 (Word)	6		5	電子データの提出について	提出に際してのCD-R又はDVD-Rのラベルの印字内容の定めがあればご教示ください。	特にありません。ただし、他の応募者と混同しないよう、応募者の提案受付番号等を記載してください。なお、提案受付番号については、入札参加資格確認申請書類提出後、入札参加資格がある応募者に対して、確認通知書とともにご連絡いたします。
68	様式集 (Word)	6		5	電子データの提出について	「入札説明書に記載の要領で提出すること」とありますが、入札説明書には記載がないと思われるので、提出時の留意事項をご教示ください。	他の応募者と混同しないよう、応募者の提案受付番号等を記載してください。なお、提案受付番号については、入札参加資格確認申請書類提出後、入札参加資格がある応募者に対して、確認通知書とともにご連絡いたします。
69	様式集 (Word)	16			様式3-6	配置予定者は設計責任者を記載すればよろしいでしょうか。配置予定者を再委託先から配置する場合は、「上記の者を雇用する企業名」は構成企業ではなく、再委託先 (協力企業) の企業名を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、再委託先から配置する場合は、当該欄に、再委託先の企業名とあわせて、再委託元の構成企業名がわかるように併記してください。
70	様式集 (Word)	17			様式3-7	配置予定者は工事監理責任者を記載すればよろしいでしょうか。配置予定者を再委託先から配置する場合は、「上記の者を雇用する企業名」は構成企業ではなく、再委託先 (協力企業) の企業名を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、再委託先から配置する場合は、当該欄に、再委託先の企業名とあわせて、再委託元の構成企業名がわかるように併記してください。
71	様式集 (Word)	21			様式3-11	「構成企業のうち「令和8年度 松阪市指名競争入札参加資格」を有している企業は、添付資料12～14について提出の必要はない。」とありますが、入札説明書P.9 (4.1.3構成企業に必要な入札参加資格要件) に記載のとおり、「入札参加者のすべての構成企業は「令和8年度 松阪市競争入札参加資格」を有する者」とあります。添付資料12～14を提出する必要がある企業は、提出時点において貴市の入札参加資格登録手続き中 (完了前) である者との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書の通り、「入札参加者のすべての構成企業は「令和8年度 松阪市競争入札参加資格」を有する者で、次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、「令和8年度 松阪市競争入札参加資格」を有しない企業は、入札参加資格確認申請書類の提出日までに、入札参加資格登録手続きを完了させること。」とするため、添付資料12～14の提出は不要です。
72	様式集 (Word)	21			様式3-11	様式3-6～様式3-10の添付資料は様式3-11にも同一のものを添付する必要がありますでしょうか。	添付書類を重複して添付する必要はありません。

73	様式集 (Word)	38			様式7-4	「事業費全体に占める市内企業の契約予定額及びその割合」における「うち市内企業への契約予定額」とは、構成企業内の市内企業が契約する予定額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	市内企業については構成企業に関わらず、市内企業への契約予定額を記載してください。	
74	様式集 (Word)				頁番号	下の頁番号は全様式削除して提出することよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
75	様式集 (Excel)				様式11-3	東部南小学校の現在における単相の変圧器容量が30kVAで285Aとなっていますが、143Aと考えればよろしいでしょうか。	143Aを正としてください。	
76	様式集 (Excel)				様式11-3	記載されている契約電力量が、貸与資料の「令和6年度学校 契約電力・電気使用量一覧」の記載と相違があります。様式集11-3を優先としてよろしいでしょうか。	相違がある場合は様式集を優先としてください。	
77	様式集 (Excel)				様式11-4	初年度と最終年度の列がある理由は何でしょうか。初年度は5か月分 (R9年11月～R10年3月)、最終年度は1年分としてよろしいでしょうか。	全体で13年間として見ているため、初年度5か月分 (R9年11月～R10年3月)、最終年度7か月分 (R22年4月～10月) で提案ください。	
78	様式集 (Excel)				様式11-5	室内機の定格消費電力欄が冷房と暖房同じとなっておりますが、こちらに記載する数値は冷房の数値を記載することよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
79	様式集 (Excel)				様式11-6	表内に電力・都市ガス・LPGの基本料金及び従量料金の単価記載がありませんので、貴市で使用している単価をご教示ください。	提案に委ねます。ただし、算定条件及び単価の根拠を明示するようにしてください。	
80	様式集 (Excel)				様式11-6	表内に電力の力率記載がありませんので、ご教示ください。	提案に委ねます。ただし、力率の根拠を明示するようにしてください。	
81	様式集 (Excel)				様式11-6	表内に電力・都市ガス・LPGのCO2排出係数の記載がありませんので、貴市で使用している係数をご教示ください。	CO2排出係数に関する質問として回答します。係数は提案に委ねます。ただし、係数の根拠を明示するようにしてください。	
82	事業契約書 (案)	1	1	第1条	(11)	入札説明書等に関する質問への回答	事業者の募集・選定スケジュールでは入札説明書等に関する質問への回答の公表は令和8年6月19日となっておりますが、本項目では令和8年5月7日と記載されております。令和8年6月19日が正との理解でよろしいでしょうか。	令和8年6月19日が正になります。
83	事業契約書 (案)	1	1	第1条	(22)	不可抗力	自然現象、人為的な現象は列挙されていますが、新型コロナウイルスのような感染症 (パンデミック) や疫病については記載がありません。昨今の状況を踏まえて、「感染症のまん延 (パンデミックを含む)」を追記することは可能でしょうか。	感染症のまん延 (パンデミックを含む) も本回答上で不可抗力に含むものとして取り扱います。
84	事業契約書 (案)	3	2	第10条	1	構成企業が第三者に与えた損害	「通常避けることのできない事由」については、不可抗力に限らず、要求水準を満たした適切な施工・運用を前提としても回避困難な施設条件や学校特有の運用環境に起因する事象が含まれると理解しております。また、その場合には同条に基づき市との協議により合理的な責任分担が整理されることが想定されているものと理解してよろしいでしょうか。	原則、事業契約書 (案) 及びリスク分担表 (案) に基づくものとしたうえで、ご理解の通りです。
85	事業契約書 (案)	5	3	第19条		市の請求による設計の変更	市の請求による設計変更については、当該変更の原因に応じて第19条第2項各号に基づき費用負担が整理されるものと理解しておりますが、特に市の責めに帰すべき事由に該当する場合には、設計・施工への影響を含めた合理的な増加費用 (直接費に加え、必要な間接費等を含む) が精算対象となる理解でよろしいでしょうか。	当該変更を要するに至った事由を踏まえ、合理的な範囲内で負担するものとします。負担方法は協議の上、対応します。
86	事業契約書 (案)	11	4	第36条	1	工期変更に伴う費用負担	貴市の責めに帰すべき事由によって工期延長等が発生した場合は、増加費用だけでなく正当な損害についても市が負担するように修正は可能でしょうか。	工期延長等によって事業者には何らかの負担が生じるのであれば、それは増加費用に該当すると考えられます。当該負担については合理的な範囲内で増加費用に含めていただくことで差し支えありません。そのため、別途損害について規定する必要はないと考えます。
87	事業契約書 (案)	11	4	第36条		工期変更に伴う費用負担	工期遅延に伴う遅延損害金の適用については、第36条第3項に基づき事業者の責に帰すべき事由に限定されるものと理解しておりますが、学校行事、施設利用制約、関係機関調整等、事業者の責に帰さない外的要因による遅延については、同条第1項または第35条に基づく工期変更の対象となり、遅延損害金の対象外として取り扱われる理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	事業契約書 (案)	12	4	第38条の2	1	契約不適合責任期間等	引渡しを受けた日から2年以内でなければとの記載がありますが、機器メーカー保証期間が1年のため、機器保証期間は1年以内としていただくことは可能でしょうか。	事業契約書 (案) に記載の通りとします。
89	事業契約書 (案)	20	8	第44条の4		発注者の任意解除権	本条のみ「発注者」との記載となっておりますが、「発注者」=市と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	事業契約書 (案)	23	10	第50条	1(1)	契約保証金等	本条では、契約保証金は「別紙5の「1」に記載する空調設備の設計、施工、工事監理…に関する対価の30%相当額以上の金額」とあります。一方で、第44条の2 (契約が解除された場合等の違約金) では違約金は「別紙5に定める設計、施工、工事監理業務に関する対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10分の3に相当する額」とあります。双方の記載を基にすると、契約保証金についての「対価」には消費税及び地方消費税相当額は含まないと解釈してよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税相当額は含みます。
91	事業契約書 (案)	23	10	第50条	1(1)	契約保証金等	本条1(1) では、契約保証金は「別紙5の「1」に記載する空調設備の設計、施工、工事監理…に関する対価の30%相当額以上の金額」とあります。一方で、本条7では「対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の対価の10分の2に達するまで…」とあり、双方の内容に矛盾があります。どちらの記載が正しいでしょうか。	第50条第7項については、「対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の対価の30%相当額以上に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、施工企業は、保証の額の減額を請求することができる。」とします。
92	事業契約書 (案)	24	10	第50条	7	契約保証金等	本条1(1) では、契約保証金は「別紙5の「1」に記載する空調設備の設計、施工、工事監理…に関する対価の30%相当額以上の金額」とあります。一方で、本条7では「対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の対価の10分の2に達するまで…」とあり、双方の内容に矛盾があります。どちらの記載が正しいでしょうか。	No. 91参照

93	事業契約書（案）	44	別紙6		<p>不可抗力による増加費用及び損害の負担</p> <p>不可抗力が生じた場合、「空調設備の設計、施工、工事監理業務に関する対価の100分の1に至るまでは構成企業が負担」とありますが、本件は40校の小中学校体育館空調整備事業であり、実務上想定される雷や水害等による不可抗力事由は個別学校単位で発生するケースが多いものと考えます。そのため、設計・施工・工事監理業務に関する対価全体を基理とし、100分の1までを事業者負担とすることは、事業者にとって負担が大きいものと考えます。</p> <p>つきましては、個別学校単位で発生した不可抗力事由による追加費用については、「対象校ごとの設計、施工、工事監理業務に関する対価の100分の1に至るまで」を構成企業負担とし、全対象校に広く影響を及ぼす不可抗力事由についてのみ、「全体事業費の100分の1に至るまで」を構成企業負担とする等、リスク分担の見直しをご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>事業契約書（案）に記載の通りとします。</p>
94	事業契約書（案）	45	別紙7	<p>法令変更による増加費用及び損害の負担</p>	<p>法令変更による増加費用は労働基準法、建設業法、廃棄物処理法などの法令の改正で生じたコストも貴市負担と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>事業契約書（案）に記載の通り、空調設備に関する法令変更等に限るものとします。</p>